

要支援者の方は個別避難計画を作しましょう！

～ 「自らの命は自らが守る」意識の徹底を ～

令和6年10月

内閣府政策統括官（防災担当）付

避難生活担当参事官 水野忠幸

1. 個別避難計画とは

～改めてその有効性について～

個別避難計画の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画
- これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成に着手している市町村：1,581団体(91.8%)、未作成：141団体(8.2%)

令和6年4月1日現在
n=1,722団体(石川島管内市町(19市町)については、令和6年能登半島地震の影響に鑑み、本調査の対象としていない。)

対象者

○ 高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成

○ 市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成
※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容

(氏名、住所等のほか) ○ 避難支援等を実施する者 ○ 避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○ 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

注) 個別避難計画情報：個別避難計画に記載し、又は記録された情報

○ 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等^(※)の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

(※) 避難行動要支援者本人等：①避難行動要支援者本人と
②支援をする避難支援等実施者

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%



避難情報の報道イメージ
(内閣府で撮影)

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

2) 個別避難計画(※)の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだいまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち
高齢者(65歳以上)が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10% 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付く情報を活用



避難行動要支援者が
災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置

広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

個別避難計画の作成促進に向けた制度の見直し

- 有識者会議の検討等を踏まえ、
令和3年5月に災害対策基本法を改正し、
個別避難計画の作成を市町村に努力義務化

※個別避難計画：（氏名、住所、電話番号等のほか）避難支援者、避難先等を記載

- 優先度の高い方について、おおむね5年程度で作成するよう依頼
＜作成の優先度の高い対象者＞

- ハザードマップ上で危険な地域にお住まいで、かつ
- 介護を要する方

など、まずは現時点で自治体が地域防災計画に定めた優先度の高い避難行動要支援者（※1）
について、おおむね5年程度で作成に取り組むよう依頼

※1 優先度の高い避難行動要支援者とは、要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級・2級等を所持する身体障害者や重度以上と判定された知的障害者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、地方公共団体が優先度が高いと判断する者

取組指針を見やすく整理した手引き「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」の提供

- 個別避難計画を、どうやってつくったらよいか、作成する手順がよくわからないという声をよくお聞きします。
- このため、個別避難計画の作成に取り組もうとしている市町村の担当者や関係者の方々に向けて、内閣府が実施しているモデル事業の参加団体の取組を基に、作成手順を整理したものを、取組の参考として、お示ししたものです。

目次

(表紙)

計画づくりや避難訓練等の写真

(はじめに)

P.1 個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ

(取組手順の例)

P.2 【例1】ケアマネジャー等の平素の取組の延長で取り組んでいた場合

P.4 【例2】自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合

P.6 【例3】本人・地域記入の個別避難計画から着手する場合

P.8 【例4】避難訓練や防災まち歩き等の延長で取り組んでいた場合

(取組のポイント)

P.9 市町村のみなさまが個別避難計画の作成により取り組みやすくなるために

(ひな形)

P.10 個別避難計画のイメージ

(裏表紙)

連絡先や詳細な資料のURL等

この手引きの掲載場所

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisai/syagyousei/r4kohou.html>

(例2)

自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合

知る

自主防災組織や自治会、民生委員など地域の関係者が集まり、住んでいる地域でおこる災害や避難について話し合い、個別避難計画のを知る機会を持ちます。

考える

避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄を自主防災組織など地域の関係者と一緒にそれぞれの立場から考えてみましょう

様式をつくる

避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

本人への説明

民生委員など、避難行動要支援者のことをよく知る人と一緒に、災害や個別避難計画のことを本人に説明し、作成の同意をいただきます。

みんなでつくる

自主防災組織や自治会、民生委員、本人や家族、市町村の職員が公民館などに集まり、情報を共有して、一緒に考え、個別避難計画の様式に書き込んでいきます。

完成

必要なことが書かれていることを確認して完成です。(※本人や避難支援等実施者等と必要な情報を共有します。)

※裏面(4ページ)は、この手順で取り組むことになった場合など、すこしくわしく知りたくなったときにお読みください。

(個別避難計画のイメージ)

町個別避難計画

避難行動要支援者

個別避難計画に記載等された情報(計画情報)は、避難支援等の実施に必要な形で自治会の避難支援等関係者に提供されることとなります。計画に記載等された情報の一部だけを消防や警察等の避難支援等関係者に提供することも可能です。提供先では必要以上に共有することがないようにするなど、情報漏洩の防止などの対応に努めています。

ふりがな	ばんどう たろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏名	坂東 太郎	<input checked="" type="checkbox"/>	性別	♀ 女
住所又は居所	●●町字◆◆23番地		避難するときに必要な支援の内容	
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234		聞こえに関して支援していただきたいです	

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の機能を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載することも可能です。

ふりがな	ふくし うめこ	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	できること
氏名又は名称	福祉 梅子	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達 <input type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input checked="" type="checkbox"/> その他 <small>(※具体的に書いてください。メールやFAXで、避難しているかを確認)</small>
住所又は居所	●●町字◆◆35番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678		

ふりがな	ぼうさい いちろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	できること
氏名又は名称	防災 一郎	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input type="checkbox"/> その他 <small>(※具体的に書いてください。避難先と一緒に行く(得意がない場合にのみ)</small>
住所又は居所	●●町字◆◆56番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-6789		

ふりがな	しかくしかくじちかい	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します	できること
氏名又は名称	◆◆自治会	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input checked="" type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input type="checkbox"/> その他 <small>(※具体的に書いてください。避難平素からの挨拶、声かけ、簡易的避難訓練)</small>
住所又は居所	●●町字◆◆78番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891		

避難先・避難経路・その他

避難先	避難経路	その他
自宅(※屋内安全確保の場合) ◆◆公民館(※立退き避難の場合)	自宅一街道◆号線を渡る—◆◆公民館 <small>(道路をはるみずみずのり)</small> ※自宅前に非常用持ち出し袋を準備しています。雪が積もっている冬季には見えにくいので矢を付けてください。	玄関先に必要なお薬を入れているので、忘れず持ち出すよう、みんなで見守ってあげてください。

災害時の御相談先：●●町●●課●●係 ●●●-●●●-●●●●



個別避難計画の有効性

高齢の方や障害のある人などのうち自ら避難することが困難な方について、個別避難計画を作成し、作成した計画に基づき訓練を実施していた。**令和4年9月に台風第14号が接近した際には、計画作成を通じて事前に決めていた福祉避難所にスムーズに避難することができた。**

地域の関係者や福祉専門職が集まり地域調整会議を開催し、**みんなで情報を共有して話し合っ一緒に個別避難計画を作成したことが、地域の実情を踏まえた実効的な個別避難計画に役立った。**また、地域調整会議は、避難行動要支援者の避難等を**支援して下さる方を見いだすことにもつながった。**さらに、個別避難計画の作成に**本人のことをよく知る福祉専門職の参画を得ることで、避難先の福祉避難所である社会福祉施設と噛み合った調整を行うことができるようになり、実効的な個別避難計画を作成できた。**

【台風第14号（令和4年9月18日）】（黒潮町 20代 男性 町役場職員）



地域の関係者が集まり計画を作成するようす



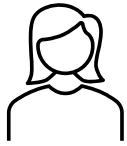
支援者と避難するようす（訓練）



津波避難タワーへの避難のようす（訓練）

市町村のための 水害対応の手引き（令和6年5月 内閣府（防災担当） P.8~P.10 「被災市町村職員の声」より
https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/suigaitebiki_r605.pdf

※写真はイメージ（令和4年度内閣府個別避難計画作成モデル事業成果発表会における黒潮町のスライドより）



医療的ケア児の避難

令和2年9月に台風第10号が大型で非常に強い勢力で接近しました。**台風により停電がおきると人工呼吸器などの電源が必要な医療機器を必要としている医療的ケア児にとっては、いのちに直結する事態になる可能性があります。**

でも、武雄市では医療的ケア児の**個別避難計画を作成し、ちょうど1週間前に避難訓練を実施**したばかりのタイミングであったことから、ちゃんと避難ができました。

保護者の方からは、「訓練から1週間で本番が来るなんて！訓練をしていてよかった」との声をいただきました。

このほか、**個別避難計画どおりに避難できるか不安があった、実際に避難訓練してみてもわかったことがある、毎年実施してほしい、家族の状況も変わるなかで関係者に毎年状況を知ってもらえる安心感が大きい**など、避難訓練の有効性や必要性についての声をいただいています。

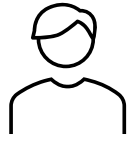
【令和2年台風第10号】（佐賀県武雄市 50代 女性 市役所職員）



本人に参加いただき個別避難計画に基づく訓練を実施



消防と協働した避難支援の実施（訓練）



簡易に実施できる 避難訓練「ひなんさんぽ」

計画の実効性を高めるにあたり、訓練を提案したが、ハードルが高く捉えられてしまい、実施に至らなかった。（課題）

訓練というと、多大な労力がかかるイメージだったので、**名称を親しみやすく**したうえで、**内容を、計画上の避難施設まで移動する事に限定**した「ひなんさんぽ」を提案した。（取組の方針や内容）

簡易に実施できるため、複数の地域が実施し、**「ひなんさんぽ」の実施中に雑談するなどのコミュニケーションが生まれ**、気づいた事があれば、計画を修正するなど、実効性の確保に繋がった。（取組の成果・結果）

訓練という形式に拘らず、個別避難計画の制度上、一番重要な、実効性の確保にポイントを限定したうえで、**要支援者が参加したいと思える**取組としたこと。（成果が得られた理由）

（愛知県岡崎市）



「ひなんさんぽ」のようす



- 個別避難計画を作成することで、避難場所・避難経路について改めて確認することができ、危険箇所の把握ができた
- 避難所に行けることが分かって良かった
- 安心感が高まった
- 地域の人が気軽に声をかけてくれるようになって嬉しかった
- 避難時の持出品の整理など「自らできることも意識していきたい」

(令和3年度個別避難計画作成モデル事業報告書より)

避難行動要支援者名簿の概要

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿
- 平成25年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの

【市町村の作成状況】名簿作成済：1,722団体（100%）

令和6年4月1日現在

n=1,722団体（石川県管内市町（19市町）については、令和6年能登半島地震の影響に鑑み、本調査（令和6年4月1日時点）の対象としていない。）

対象者

- 要配慮者（高齢者や障害者など）のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作成

- 市町村が作成しておかなければならない（義務規定）

※対象者である避難行動要支援者の把握に市町村は努め（努力義務）、避難行動要支援者名簿を作成することとされている

記載内容

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

名簿情報の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、避難行動要支援者に係る名簿情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない

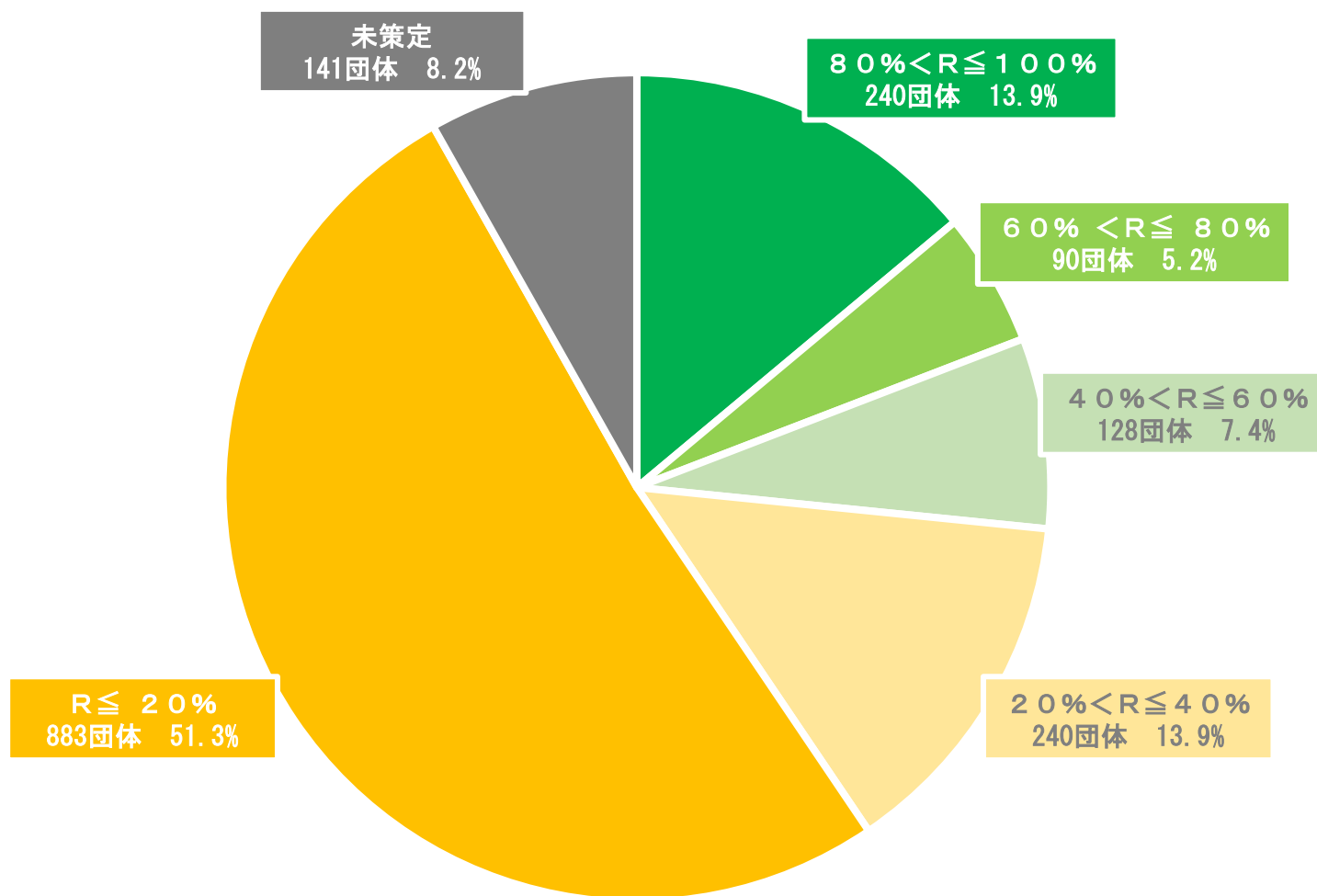
注）名簿情報：避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報

2. 個別避難計画の現状

～目標は、無事に避難することであり、数字ではないが、それにしても低い策定率～

個別避難計画の策定状況

令和6年4月1日現在

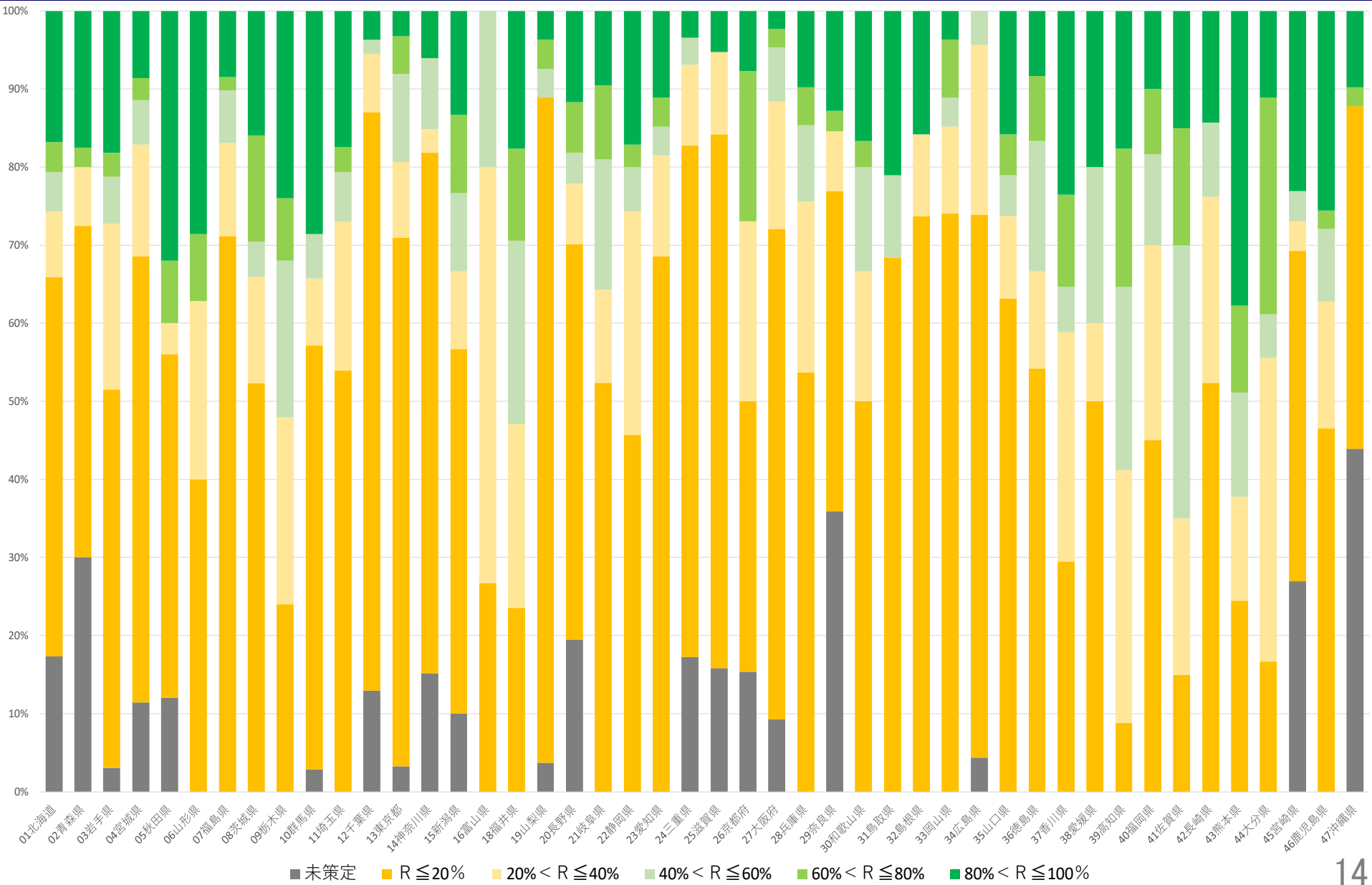


R=各市町村ごとの個別避難計画の策定済数/各市町村ごとの避難行動要支援者の数

n=1,722団体（石川県管内市町（19市町）については、令和6年能登半島地震の影響に鑑み、本調査（令和6年4月1日時点）の対象としていない。）

都道府県別の個別避難計画策定状況について

令和6年4月1日現在



都道府県別の個別避難計画策定状況について

令和6年4月1日現在

都道府県	市町村数	80%<R≤100%	60%<R≤80%	40%<R≤60%	20%<R≤40%	R≤20%	未策定	都道府県	市町村数	80%<R≤100%	60%<R≤80%	40%<R≤60%	20%<R≤40%	R≤20%	未策定
01北海道	179	30	7	9	15	87	31	26京都府	26	2	5	0	6	9	4
02青森県	40	7	1	0	3	17	12	27大阪府	43	1	1	3	7	27	4
03岩手県	33	6	1	2	7	16	1	28兵庫県	41	4	2	4	9	22	0
04宮城県	35	3	1	2	5	20	4	29奈良県	39	5	1	0	3	16	14
05秋田県	25	8	2	0	1	11	3	30和歌山県	30	5	1	4	5	15	0
06山形県	35	10	3	0	8	14	0	31鳥取県	19	4	0	2	0	13	0
07福島県	59	5	1	4	7	42	0	32島根県	19	3	0	0	2	14	0
08茨城県	44	7	6	2	6	23	0	33岡山県	27	1	2	1	3	20	0
09栃木県	25	6	2	5	6	6	0	34広島県	23	0	0	1	5	16	1
10群馬県	35	10	0	2	3	19	1	35山口県	19	3	1	1	2	12	0
11埼玉県	63	11	2	4	12	34	0	36徳島県	24	2	2	4	3	13	0
12千葉県	54	2	0	1	4	40	7	37香川県	17	4	2	1	5	5	0
13東京都	62	2	3	7	6	42	2	38愛媛県	20	4	0	4	2	10	0
14神奈川県	33	2	0	3	1	22	5	39高知県	34	6	6	8	11	3	0
15新潟県	30	4	3	3	3	14	3	40福岡県	60	6	5	7	15	27	0
16富山県	15	0	0	3	8	4	0	41佐賀県	20	3	3	7	4	3	0
18福井県	17	3	2	4	4	4	0	42長崎県	21	3	0	2	5	11	0
19山梨県	27	1	1	1	0	23	1	43熊本県	45	17	5	6	6	11	0
20長野県	77	9	5	3	6	39	15	44大分県	18	2	5	1	7	3	0
21岐阜県	42	4	4	7	5	22	0	45宮崎県	26	6	0	1	1	11	7
22静岡県	35	6	1	2	10	16	0	46鹿児島県	43	11	1	4	7	20	0
23愛知県	54	6	2	2	7	37	0	47沖縄県	41	4	1	0	0	18	18
24三重県	29	1	0	1	3	19	5	合計	1,722	240	90	128	240	883	141
25滋賀県	19	1	0	0	2	13	3	率	100.0%	13.9%	5.2%	7.4%	13.9%	51.3%	8.2%

未策定と回答した市町村一覧

令和6年4月1日現在

都道府県	未策定と回答した市町村
北海道	真狩村、京極町、神恵内村、沼田町、愛別町、占冠村、和寒町、剣淵町、美深町、中川町、幌加内町、初山別村、天塩町、浜頓別町、中頓別町、利尻富士町、幌延町、清里町、訓子府町、置戸町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、白老町、鹿追町、大樹町、広尾町、浦幌町、鶴居村、中標津町
青森県	黒石市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、鱒ヶ沢町、西目屋村、大鰐町、中泊町、七戸町、風間浦村、田子町
岩手県	一戸町
宮城県	多賀城市、七ヶ宿町、大和町、加美町
秋田県	藤里町、五城目町、大湯村
群馬県	南牧村
千葉県	館山市、多古町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町
東京都	奥多摩町、御蔵島村
神奈川県	三浦市、伊勢原市、中井町、開成町、箱根町
新潟県	南魚沼市、阿賀町、粟島浦村
山梨県	富士吉田市
長野県	川上村、南相木村、北相木村、原村、辰野町、飯島町、中川村、松川町、平谷村、根羽村、麻績村、生坂村、信濃町、小川村、栄村
三重県	鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、木曾岬町、東員町
滋賀県	守山市、竜王町、甲良町
京都府	向日市、大山崎町、井手町、和束町

未策定と回答した市町村一覧

令和6年4月1日現在

都道府県	未策定と回答した市町村
大阪府	柏原市、門真市、摂津市、能勢町
奈良県	大和高田市、桜井市、香芝市、山添村、安堵町、川西町、三宅町、高取町、明日香村、河合町、下市町、野迫川村、下北山村、川上村
広島県	安芸太田町
宮崎県	高原町、国富町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
沖縄県	石垣市、国頭村、大宜味村、本部町、宜野座村、伊江村、嘉手納町、中城村、座間味村、粟国村、渡名喜村、北大東村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

3. 個別避難計画のモデル事例

～これらの事例を参考にして是非作成を～

個別避難計画作成モデル事業（事例）

○ 自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施し、全国の自治体に対し周知している。

福祉専門職と連携した個別避難計画の作成

【島根県出雲市】

Point

○福祉専門職の取組内容を活用した計画作成

取組のポイント

出雲市から福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員）へ、ケアプラン等の作成や更新のタイミングに合わせ、個別避難計画を作成いただくよう依頼している。また、福祉専門職による計画作成は業務委託契約により実施し、新規作成した件数分の委託料を支払っている。

【ケアマネジャーの取組内容】
・アセスメントシート・ケアプラン

要配慮者の心身の状況、生活環境等を確認し、課題を整理・分析する。課題に合わせて目標設定や必要な介護保険サービスの計画を立てる。

【相談支援専門員の取組内容】
・災害用アセスメント票

要配慮者の心身の状況や生活状況、地域との交流状況、災害への準備状況等を対象者や家族等と一緒に確認し、課題を検討する。要配慮者の誕生日に作成する。

個別避難計画作成のための福祉部局と関係部局との連携

【兵庫県宝塚市】

Point

○関係各課のサポートによる顔の見える関係づくり

取組のポイント

どの部局でもマンパワー不足のため会議体やWG設置は難しく、担当課中心に必要な応じ連携して事業を進めた。防災部局とは情報共有だけでなく、調整会議やイベント、地区防災計画に協働で取組んだ。また、福祉部局から専門職や当事者、消防から自主防災会、市民交流部局から自治会といった、関係各課からの庁外関係者との顔つなぎ、周知などのサポートを受け庁外との顔の見える関係づくりが進められた。



担当課から庁内関係各課への説明会（令和3年6月）



防災部局や関係者との協働イベント（防災×福祉フェア）（令和5年1月）

医療的ケアが必要な方の計画作成

【滋賀県大津市】

Point

○医療的ケアが必要な方は保健所主導で計画作成

取組のポイント

小児慢性特定疾病、難病患者等の医療機器利用者については、従来より災害時の支援体制についての取組を進めていた保健所の所管課が継続して取り組んでいる。前述の医療機器利用者は、災害の種別に関わらず、停電時等に電源の確保が必要であるため、医療関係者や医療機器メーカーの担当者なども交えて、災害時の行動について整理している。

対象者の把握

指定難病受給者証の申請時に「おたすね票」で確認

- ✓医療機器使用の有無
- ✓寝たきり度



多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成

【高知県黒潮町】

Point

○災害を三種類に分けて計画作りを進める

取組のポイント

- これまで「地震津波」を中心とした個別避難計画を作成していたが、昨今の災害の発生状況に鑑み、当町における災害を「地震津波」「予測災害」※「南海トラフ地震臨時情報」の三種類に分類し、令和3年度からそれぞれに対応した個別避難計画を作成している。 ※台風などによる風水害、遠洋津波など
- 「予測災害」について自助・共助による避難が困難な方は行政（町の各地域担当職員）が避難移送支援を行うこととし、個別避難計画を作成し、「お試し避難訓練」を実施した。



モデル団体の取組②【愛知県岡崎市】

計画作成は地域づくりと位置づけ

頼りになるのは「ご近所さん」と言われるが

- … 近所の人たちとつながりを作る「きっかけ」が必要。
- ・ 普段から接点の無い人に、災害があったからと言って「いざという時は地域で協力しましょう」と言っても、戸惑ってしまう。
- ・ 「相手を知らない」ことが互いの壁を厚くさせ、憶測・思い込みを生み、相互の不信・不安となって孤立や見てるだけの状態を作ってしまうのではないか？

モデル事業の進捗状況

- ◆ 実施団体
 - ・ 学区、町内会等 12地区
 - ・ 肢体不自由児・者父母の会
- ◆ 作成件数
 - ・ モデル事業にて353件作成
 - ▶ その他、地域独自で計画作成が展開されている



モデル事業の様子

ワークショップの開催

- ◆ 概要
 - 日 時：令和4年9月28日（水） 14:00～16:00
 - 場 所：岡崎市役所福祉会館 6階大ホール
 - 参加者：総代、民生委員、学区福祉委員等 160名
 - 内 容
 - ・ 跡見学園女子大学 鍵屋教授による基調講演
 - ・ 災害エスノグラフィーを用いたワークショップ



ワークショップの様子

避難訓練の実施

- ◆ 地域総合防災訓練
 - ・ 作成した個別避難計画書を基に、要支援者の避難訓練を実施
 - ・ 新型コロナウイルスの影響や、労力が過大となることから、大掛かりな訓練を実施することはハードルが高いため、容易に計画の実行性を確認できるよう、避難施設まで移動する事に限定した「ひなんさんぽ」を地域に展開



地域総合防災訓練における避難訓練

「ひなんさんぽ」

※「ひなんさんぽ」の今後の方向性：作成した計画の実効性を避難訓練で確認するのみならず、避難訓練で体験や経験した内容を様式等に落とし込むことにより個別避難計画をつくるというアプローチからも取り組む。

パンフレット・動画の作成

- ◆ 作成の目的
 - ・ 個別避難計画の制度周知
 - ・ 計画作成のスキーム
 - ・ モデル地区の取組事例の共有
 - ・ 個人情報取り扱い留意点の周知
- ◆ 広報、配布
 - ・ 動画は、YouTubeにて配信
 - ・ パンフレットは、説明会等で配布



動画による制度等説明

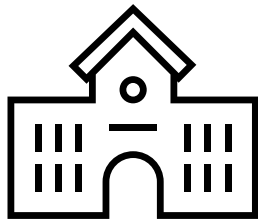
※令和5年度から周知予定

特別支援学校等の児童生徒等の個別 避難計画づくり

避難を受け入れる施設に必要な人員や物資を準備するにあたり、あらかじめどのような方が避難するかを把握する必要があるため、個別避難計画の作成を促すことなどを通じて、把握に努めています。

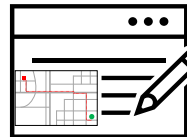
個別避難計画の
作成を促す動画を配信
(3月8日に保護者宛通知)

特別支援学校等の
要配慮者利用施設



北大津養護学校

やまびこ総合支援センター



個別避難
計画を作成

避難先：特別支援学校など

☀️ 避難者（特別支援学校の児童生徒）は、災害発生時には、普段利用している施設への避難が可能となり、施設側も普段から知っている人を受け入れるため、避難生活に必要な支援を想定し対応することが容易となります。

特別支援学校（指定福祉避難所） への直接避難

北大津養護学校※（指定福祉避難所）

※大津市内に立地する知肢併設の特別支援学校は北大津養護学校の1校

- 避難形式**： 直接避難による受入れ
- 受入範囲**： 葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、雄琴学区にお住まいの方
- 受入対象**： 以下の全て条件を満たす方
- ①学校の在校生及び卒業生
 - ②土砂災害警戒区域等のハザードエリアに居住されている方
 - ③大津市に個別避難計画を提出し、受理された方
 - ④個別避難計画において、避難先として明記された方
- 同伴者**： 受入可（人数については要相談）
- 避難移動**： 家族等の支援者にて実施
- 介 助**： 原則、同伴家族等にて実施

避難
実績

1件1名
(令和5年台風第2号/6月2日)

※課題（開設条件や備品整備など）が見えてきた。今後、課題解決に向けて検討等を行う予定。

【事例】福祉専門職が参画した個別避難計画の作成（大分県別府市・兵庫県）

全国の先進的な取組

○福祉サービスの利用のためのケアプランを作成することを通じ、**平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携して、個別避難計画の作成を行う取組が行われている。**

ポイント

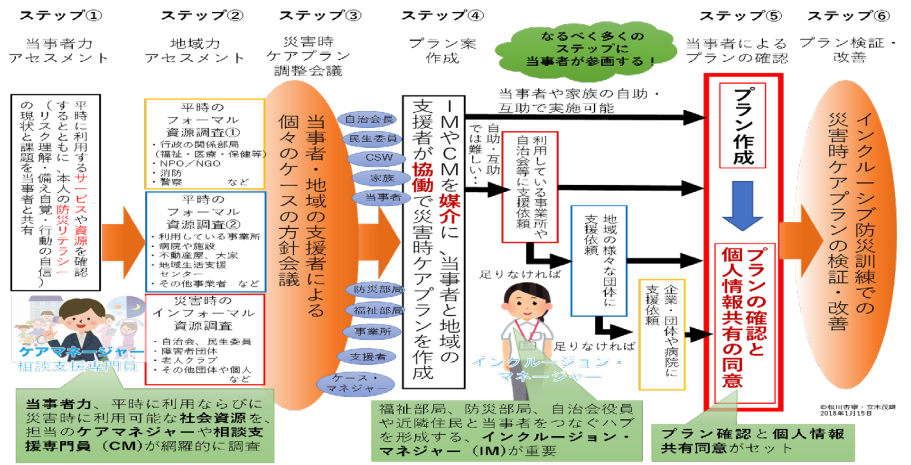
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画を得るための仕組みとして、計画の策定に対して報酬を支払う。
- 福祉専門職が当事者と相談し、避難に際して必要な配慮等について整理した上で、避難行動要支援者と地域住民等の関係者が参加して避難支援の方針について打合せを行い、個別避難計画を作成する。
- 策定した計画をもとに当事者を含めた関係者が参加し、避難訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
- 当事者と福祉専門職、地域住民等とをつなぐ役割を担うことのできる人材が重要となる。

別府市の事例

別府市におけるインクルーシブ防災 「誰ひとり取り残さない防災」

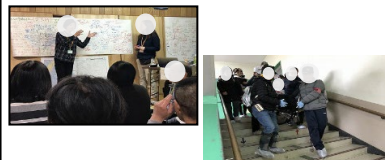


被災地の教訓から**市民活動者と協働で障がい当事者が参加する避難訓練等に取り組んできた別府市**では、平成29年度より**介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉関係者が参加し、当事者や地域、行政等が連携して個別避難計画作成に取り組んでいる。**

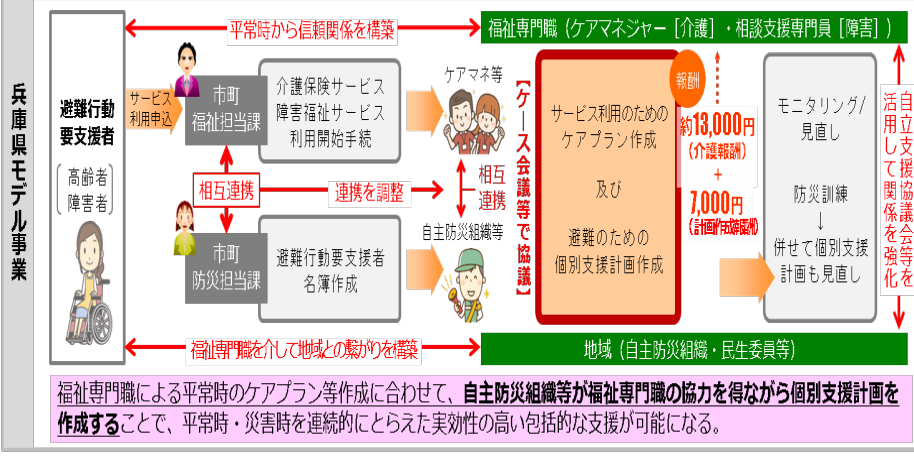


兵庫県の事例

防災と福祉の連携促進モデル事業



平成30(2018)年度より**介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員の協力を得て平常時のケアプラン等の作成に合わせ、地域で避難のための個別支援計画を作る「防災と福祉の連携モデル事業」を実施。**
令和2年度より、県の一般施策として実施。



4. 自治体の方・関係者の方へのお願い

水害・地震の頻発するこの日本において個別避難計画は必要なことですので是非お願いします



まずは、ご本人に作成していただくよう、ハザードの状況のお知らせとともに、個別避難計画の様式を郵送してみてください



返信のない方の中に、行政の支援が必要な方がいますので、そちらに注力を！

市町村のみなさまが個別避難計画の作成により取り組みやすくなるために

～ 先行して取り組む自治体や関係者の経験を踏まえ ～

- できることから、できる方法で、まず、行動してみましよう。
- 個別避難計画の作成に取り組む市内・市外の連携体制や様式等、そして、作成した一つ一つの計画の内容は、最初から100点満点である必要はありません。
- うまくいったことや、うまくいかなかったことなどの経験や地域の実情などを踏まえて、少しずつ体制や様式等の改善、そして、記載内容の充実へと、だんだんと良いものにしていきましょう。
- 優先度は、できるだけ早期に作成するための手段であり、優先度を考えること自体が目的ではないので、あまりとらわれないようにしましょう。
- 避難行動要支援者名簿に掲載等されている方は、全員、等しく優先度が高いと整理することや、ノウハウを蓄積するために、試行的な取組をすることは、問題ありません。まずは、作成への一歩を踏み出してみましよう。
- 避難支援等実施者は、その負担を考慮して、複数で役割を分担することもよいことでしょう。また、今は記載等できなくても、今後の調整の中で、段階的に記載等していくことも考えられること、そして、個人でなく、福祉事業所やボランティア団体、自主防災組織や自治会などの組織や団体も考えられることを思い出してみましよう。
- 現時点で解決できない課題は、一旦、対応を保留し、まずは今できる方法で作成を進めていきましょう。
- 個別避難計画を一つ作成できれば、その経験を元に、反復や応用、発展が可能です。徐々に良いものにしていきましょう。
- 個別避難計画は、関係者がみんなでスクラムを組む気持ちで取り組みましよう。
- 困ったことがあったら、ともに個別避難計画に取り組む全国の市町村、都道府県、内閣府などに、相談してみてください。みんなで一緒に考えていきましょう。

